

賠償に関する広報紙掲載記事

令和元年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A
R1.6.15	ADRについて教えてください	①東電基準を超える際に利用 は自社基準で損害賠償をしているため、当事者だけの交渉では、自社基準以上の金額を支払いません。この場合にはADR(原子力損害賠償紛争解決センター)を利用すると良いでしょう。なお、ADRの利用は無料です。 ②ADR＝和解を仲介 は、仲介委員が和解案を示して当事者双方の仲介をします。和解案を示す前に担当の調査官が調査を行います。調査官は中立の立場で、当事者の主張や資料を整理します。 ③和解案が示されるまで 申立書の提出から、和解案が示されるまでは平均して約1年弱です。事案にもよりますが、目安にしてください。
R1.7.15	原発賠償の弁護士相談の仕方を教えてください	①平日の日中 市では、庁内に弁護士の職員を配置し、相談に応じます。平日の8時30分～17時15分、電話や窓口で相談でき、予約は不要です。 ②平日の夜間や土曜日 相談は平日の日中が基本ですが、夜間や土曜相談も行っています。
R1.9.15	「ADRの和解事例」とは何ですか	A, ADRでは現在1,540件以上の和解事例をホームページ上で公開しています(本年8月5日時点)。ADRで公表しているのは和解事例の要旨などのみです。要旨は短いため、詳細までは分かりませんが、ADRでどの程度の金額が認められるのかは、この公表されている和解事例を手掛かりに検討することになります。
R1.10.15	Q, 原発賠償に時効はありますか。	A, 原発賠償の時効は原賠時効特例法で起算点から10年と定められています。最も早いと令和3年3月には時効となります。 時効だけでなく、資料の確保のためにも現時点でできる請求については早めに行っていただいた方がよいでしょう。請求に必要な資料の保存期間が切れてしまう恐れがあるためです。例えば、カルテの保存期間は最終の通院日から5年と法律で定められています。また、会社の給与台帳なども7年程度という会社が多いと思われます。 書類の保存期間を考慮して、早めの請求をお勧めします。 原発賠償の時効に関しては、法律を改定して、事項を10年以上に延長すべきかどうか議論されています。
R1.11.15	休載	

賠償に関する広報紙掲載記事

令和元年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A
R1.12.15	Q,相続が発生した場合、相続人全員で請求する必要がありますか？	A,相続人全員が共同で請求しなくても、請求できる場合があります。原発賠償の被害者が亡くなられた場合、相続が発生します。東京電力は「相続人全員の同意が必要」と案内することが多いようですが、相続人全員が同意していなくても、請求できる場合があります。ただし、全員で請求しない場合、亡くなられた方の分全額は請求できず、一部分のみの請求となります。直接請求が認められるには一定の要件が必要であり、また相続についての法律知識も必要となります。
R2.1.15	Q,家族が別々に避難した場合、精神的損害は月10万円のままですか	A,ADRに申し立てれば、一人月額3万円程度の増額の可能性があります。家族が別々に避難した場合、東京電力への直接請求では月額10万円の精神的損害になります。しかし、ADRでは、このような場合、より精神的苦痛が大きいとみて、一人月額3万円程度の増額を認める場合があります(増額幅は具体的事情によります)。家族別離の場合以外にも「避難所の移動回数が多かった」「乳幼児の世が大変だった」「家族に障がい者や病気の者がいた」など、避難時に困難な状態があれば増額が認められることがあります。
R2.2.15	Q,東京電力への請求漏れがないか確認するにはどうすればよいですか。	A,東京電力のコールセンター0120(926)404に電話で確認できます。どのような内容の請求をしたのかが分からなくなってしまった場合は、東京電力のコールセンターに電話することで、請求した内容を確認できます。相続が発生した場合でも、法定相続人が、お亡くなりになった方の請求内容を確認できます。その場合、相続人であることの資料提出が必要です。東京電力に請求を拒否されても、ADRセンターに申し立てをすることで請求が認められる可能性もあります。
R2.3.15	Q,特定避難勧奨地点では財物賠償は認められますか。	A,ADRセンターへの申し立てをすることで請求が認められる可能性があります。不動産や家財などの財物賠償は、20キロ圏内でのみ認めるのが、東京電力の考え方です。しかし、ADRセンターでは、特定避難勧奨地点となり避難したことで、財産が利用できなくなったことによる財物賠償を認めています。和解事例によれば、特定避難勧奨地点の設定期間や実際に避難していた期間などを考慮して、賠償額が定められます。自宅土地建物について、時価の20%の賠償額を認めた和解事例もあります。ADR センターへの申し立てについては、市が支援しています。
R2.4.15	Q,帰還のための引っ越し代をこれから請求できますか。	A,東京電力に「包括請求」をしているかどうかによります。引っ越し代は、避難・帰宅にかかる費用として賠償されます。東京電力に対しては、居住場所により平成24年6月以降分の諸費用を「包括請求」という請求方法で請求できます。これには引っ越し代相当額も含まれています。つまり、包括請求により、引っ越し代は既に受領していることとなります。この支払いを受けたかどうかは東京電力のコールセンター0120(926)404で確認できます。実際にかかった引っ越し代などの額が包括請求受領額を上回った場合は、受領証の提出により上回った金額が清算できます。

賠償に関する広報紙掲載記事

令和元年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A
R2.5.15	Q,東京電力の損害賠償請求窓口はどこにありますか。	A,市内に2カ所、市外(福島県内)に9カ所あります。予約しなくても利用可能ですが、事前予約ダイヤルで予約すると、待たずに相談が可能です。市内の窓口は、原町区のシャスモール、鹿島区の万葉ふれあいセンターにあります。平日と土曜日の10時から16時に開いています(日祝は休業です)。なお、小高区役所内の相談窓口は3月末で終了しました。県内の窓口は開いている時間が異なりますので、ご利用前に確認してください。県外の相談窓口はありませんが、東京電力が訪問相談を行っています。事前予約が必要ですので、詳しくはお問合せください。
R2.6.15	Q,住居確保損害はどのような場合に利用できますか。	A,原発事故当時、市内の旧避難指示区域内(20km圏内)で持ち家に居住していた方、または借家に居住していた方が対象となります。持ち家の場合、財物賠償額では帰還や移住して家を建てる資金が不足するときに、住居確保損害が利用できます。借家に居住していた場合は、移住・帰還される先での新居住を確保するための費用として、新家賃と旧家賃の家賃差額相当額(8年分)などが定額で支払われます。住居確保損害は東京電力への損害賠償請求ですが、市内に帰還する場合は、市独自の補助金などの制度が利用できる場合があります。この制度は令和2年度に終了予定ですので、ご注意ください。
R2.7.15	Q,市が、原子力損害賠償の未請求者を減少させる取り組みを行っていると聞きました。「未請求者」とはどのような方ですか。	A,「未請求者」とは東京電力に原子力損害賠償の請求を行っていない方のことです。仮払いは受け取ったが、本賠償を請求していない方も含まれます。市では、賠償について市民の皆さんの理解が進むように周知を行うとともに、賠償に関する手続きを支援しています。その一環として、未請求者の減少にも取り組んでいます。本市の未請求者は、4月当初で389人です。損害賠償に関する情報が少ないために未請求になっている方もいると思われます。これからも広報や相談会などを行い、未請求者が減少するよう支援に努めます。
R2.8.15	Q,市で行っている原子力損害賠償の相談の最近の傾向を教えてください。	A,令和元年度の相談件数は、延べ782件で、ピーク時の約8割です。チラシや市の広報をご覧になったの問い合わせが多く、市役所にお越しいただくほか、電話での問い合わせもあります。東京電力への直接請求での支払いが認められなくても、第三者機構(ADR)の和解仲介手続きでは認められる場合もあり、ADRへの申立書作成の相談も増えています。市では常駐の弁護士が原子力損害賠償の相談に専属で当たっています。相談する方の悩みには耳を傾け、より良い意思決定ができるようサポートしていく方針で臨んでいますので、ご活用ください。
R2.9.15	Q,東京電力に損害賠償請求の相談をして断られたのですが、諦めるしかないのでしょうか。	A,別の切り口で請求したり、ADR(原子力損害賠償紛争センター)で請求が認める場合があります。東京電力は、当事者間の交渉では自社基準を超えるものを損害として支払いません。しかし、ADRでは被災者の意見を踏まえて損害を認める場合があります。市が受けるご相談では、次のことを説明してまいります。電話でも相談でき、事前に予約すると平日の夜間にも相談できます。 ①ADRで追加賠償が認められる可能性 ②手続きの流れや申立てから終了までかかる期間 ③申立書の書き方

賠償に関する広報紙掲載記事

令和元年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A
R2.10.15	Q,南相馬市に自宅があるのですが、震災前に会社都合で福島県外に単身赴任となりました。私の精神的損害の請求は認められるでしょうか。	A,ADRに申し立てることで認められる場合があります。平成29年6月まで月額3万円の精神的損害が認められたケースがあります(和解事例1664)。①生まれ育ちが小高区で②小高区内に自宅を保有しており、原発事故当時は妻子を自宅に残して単身赴任をしていた、③毎週末と長期休暇には小高区の自宅で生活をしていた、という事情があった方です。原発事故後、自宅で暮らすことができなくなったことがポイントで、単身赴任時の生活状況により慰謝料額は変わると考えられます。
R2.11.15	Q,東京電力の原子力損害賠償の組織体制を教えてください。	A,東京電力(株)を継承した東京電力ホールディングス(株)福島復興本社の「福島原子力補償相談室」という部署が対応しています。8月現在約2,070人が従事しており、2年前の約3,500人と比べると約4割減です。損害賠償の請求に関連の深い部署は、補償相談ユニットと補償推進ユニットで、それぞれ約760人います。補償相談ユニットは、相談の窓口対応に当たります。ジャスモールや万葉ふれあいセンターの相談窓口の職員やコールセンターが、ここに属します。補償推進ユニットは、請求書の発送と受領、確認を担当する部署です。
R2.12.15	Q,ADRに申立てをしようと考えていますが、手続きが面倒ではないですか。	A,東京電力への直接請求では認められない請求も、中立公正な国の機関であるADRへ申立てして和解案を作成し、東京電力から賠償を受けられることがあり、活用している方も増えています。ADRに申立書を提出すれば、担当者から提出してほしい資料の連絡がきますので、最初から資料をあれこれと用意する必要はありません。「申立書の作成が面倒では」と思われる方が多いのですが、市役所ではご自身で作成できる書式を用意していて、窓口にお越しいただければ作成を支援します。ADRでも申立てを歓迎していますので、是非ご活用ください。利用は無料です。
R3.1.15	Q,市内の山林を所有しているのですが、土地の登記名義が祖父のままで、東京電力に立木の損害を請求できますか。	A,登記名義が祖父名義のままであっても、東京電力は請求を受け付けています。本来は法定相続人全員の同意書が必要ですが、法定相続人の行方が分からないなどの理由で、同意を得ることが困難な場合があります。この場合でも請求できる方法がありますので、詳しくは東京電力の窓口やコールセンター☎0120(926)404にお問合せください。このように、立木の場合は登記名義を変更しなくても、東京電力への賠償を請求することはできます。もっとも、今後生じる相続のことを考えると、別途登記名義の変更も検討された方が良いと思われます。
R3.2.15	Q,震災から10年たつと、原発事故賠償は時効になってしまいますか？	A,10年経過しても、請求は可能です。原発賠償の時効は、法律で10年と定められています。しかし、東京電力が法律で定められた時効を理由に請求を拒否しなければ、請求できます。東京電力は「10年過ぎても一律に賠償をお断りすることは考えていない」「消滅時効い関しても柔軟な対応を行う」との立場を書面で明らかにしており、3月11日以降に請求しても、時効を理由に拒否する可能性は低いと考えられます。と言うものの、請求する際は関係資料を添付するケースが多く、中には資料の保存期間が切れる恐れもあります。早めの請求をお勧めします。

賠償に関する広報紙掲載記事

令和元年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A
R3.3.15	Q,原発事故の一部をまだ請求していないのですが、今から請求できますか？	A,今からでも原発賠償の請求ができます。東京電力に、自分が過去に受け取った賠償内容を確認して、請求漏れがないか確認することもできます。 最近20km圏外の原町区と鹿島区が対象の自宅の補修・清掃費用や、県内の山林の土地所有者が請求できる立木賠償に関する相談が多くなっています。 立木賠償は、土地の登記名義人の死去や共有地との調整などのため請求が進まない場合もあります。その場合は共有者もしくは相続人の一部だけでも賠償請求ができる可能性があります。添付書類の取得なども支援していますので、お問合せください。